

りそな・小型株ファンド

追加型株式投資信託 / 国内株式型(一般型)

目論見書 2004年8月

設定・運用は

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



1. この目論見書により行うりそな・小型株ファンドの受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成16年7月16日に関東財務局長に提出しており、平成16年8月1日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成16年8月2日に、関東財務局長に提出しております。
2. りそな・小型株ファンドの受益証券の基準価額は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元金が保証されているものではありません。

目論見書の概要

りそな・小型株ファンド

商品分類	追加型株式投資信託 / 国内株式型 (一般型)
運用の基本方針	SG 日本小型株マザーファンド受益証券への投資を通して、国内の小型株に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。
ベンチマーク	RUSSEL/NOMURA Small Cap Growth インデックス ^{*1}
ファンドのリスク	ファンドは、主としてSG 日本小型株マザーファンド受益証券への投資を通して、株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
信託期間	2004年9月1日より無期限
決算日	年1回決算、原則9月10日(休日の場合は翌営業日)
分配方針	毎決算時に原則として収益の分配を行う方針です。ただし分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
お申込日	毎営業日お申込みできます。 (午後3時まで。わが国の証券取引所の半休日の場合は午前11時まで。) ^{*2}
お申込価額	取得申込日の基準価額(ただし当初1口=1円)によるものとします。
お申込単位	自動けいぞく投資コース: 1万円以上1円単位 一般コース: 1万口以上1万口単位
お申込手数料	取得申込日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、3.15%(税抜き3.00%)を上限として販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。
途中解約	毎営業日お申込みできます。 (午後3時まで。わが国の証券取引所の半休日の場合は午前11時まで。) ^{*2} 解約代金の受取りは、解約申込日から起算して5営業日目となります。
解約価額	解約申込日の基準価額によるものとします。
解約単位	自動けいぞく投資コース: 1口単位 一般コース: 1万口単位
信託報酬	純資産総額に対して年率1.785%(税抜き1.700%)を乗じた額とします。 [委託会社:0.840%(税抜き0.800%) 販売会社:0.840%(税抜き0.800%) 受託会社:0.105%(税抜き0.100%)]

*1 RUSSELL/NOMURA Small Cap Growth インデックスは、RUSSELL/NOMURA 日本株インデックスのスタイル別の指数で、時価総額の低位約15%の銘柄のうち、グロース銘柄によって構成されています。
RUSSELL/NOMURA Small Cap Growth インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社及び Frank Russell Company に帰属します。なお、野村證券株式会社及び Frank Russell Company は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

*2 上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

この概要は目論見書の内容を概要としてまとめたものです。ご投資家の皆様におかれましては、目論見書本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

有 価 証 券 届 出 書

関東財務局長 殿

平成16年 7月16日提出
平成16年 8月 2日訂正届出書提出

発 行 者 名 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 右 近 徳 雄

本店の所在の場所 東京都中央区日本橋兜町5番1号

事務連絡者氏名 商品開発部長 石 田 高 士
連絡場所 東京都中央区日本橋兜町5番1号
電話番号 03-3660-5102

届 出 の 対 象 と し た 募 集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称 : りそな・小型株ファンド

募集内国投資信託受益証券の金額 : 当初募集額 上限 200億円
継続募集額 上限 300億円

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称 所在地

特 に な し

目 次

	頁
第一部 証 券 情 報	1
第二部 ファンド情報	5
第1 ファンドの状況	5
1 ファンドの性格	5
2 投資方針	8
3 投資リスク	22
4 手数料等及び税金	24
5 運用状況	27
6 管理及び運営	28
第2 ファンドの経理状況	33
第3 そ の 他	34
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	36

約 款

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・小型株ファンド
(以下「ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

記名・無記名の別 : 原則無記名式(記名式への変更も可能)
単位型・追加型の別 : 追加型
指定格付機関による格付け : 格付けは取得していません。

追加型株式投資信託受益証券(以下「受益証券」といいます。)です。受益証券の種類は1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、1億口券の8種類および1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

(3) 発行数

当初募集期間(平成16年8月2日から平成16年8月31日まで)
200億口を上限とします。

継続募集期間(平成16年9月1日から平成17年12月2日まで)
300億円相当となる口数を上限とします。(募集口数に基準価額を乗じて得た額で、発行口数を300億口、基準価額を1円とした場合の上限見込み額は300億円です。)

(4) 発行価額の総額

当初募集期間(平成16年8月2日から平成16年8月31日まで)
200億円を上限とします。

継続募集期間(平成16年9月1日から平成17年12月2日まで)
300億円を上限とします。

(なお、上記金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)は含まれておりません。)

(5) 発行価格

当初募集期間(平成16年8月2日から平成16年8月31日まで)
受益証券1口当たり1円とします。

継続募集期間(平成16年9月1日から平成17年12月2日まで)
取得申込日の基準価額*とします。

* 基準価額とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した受益証券1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。このように算出される基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

ファンドの基準価額については「(9) 申込取扱場所」に記載されている販売会社、もしくは委託会社にお問い合わせください。

委託会社へのお問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時

(わが国の証券取引所の半休日は午前9時から正午)

URL <http://www.sgam.co.jp/>

また当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます(朝刊のオープン基準価格欄[SGアセット]にて「小型株」の略称で掲載されます)。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

(6) 申 込 手 数 料

申込手数料は、取得申込日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、3.15%(税抜き3.00%)を上限として販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。販売会社が個別に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。(販売会社については「(9) 申込取扱場所」に記載の照会先にお問い合わせください。)

なお、上記申込手数料率は消費税等相当額を含めた表示としています。

(7) 申 込 単 位

分配金の受取方法の違いにより、「自動けいぞく投資コース」* と「一般コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

申込コース	申込単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位
一般コース	1万口以上1万口単位

* 「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出取引」を選択することもできます。

販売会社ごとの取扱いコース等については、販売会社にご確認ください。(販売会社については「(9) 申込取扱場所」に記載の照会先にお問い合わせください。)

(8) 申 込 期 間

当初募集期間：平成16年8月2日から平成16年8月31日まで

継続募集期間：平成16年9月1日から平成17年12月2日まで*

* 継続募集期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(9) 申込取扱場所

ファンドの申込取扱場所（以下、「販売会社」といいます。）については下記の照会先までお問い合わせください。なお、取扱店等については販売会社にお問い合わせください。

委託会社へのお問い合わせ先
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル：0120-498-104
受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時
（わが国の証券取引所の半休日は午前9時から正午）
URL <http://www.sgam.co.jp/>

販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(10) 払込期日

当初募集期間

申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの申込みを行います。申込者は、申込期間中に申込金額を当該販売会社に支払います。発行価額の総額は、販売会社によって、払込期日（平成16年9月1日）に委託会社の口座に払い込まれ、さらに受託銀行であるりそな信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）のファンド口座に振り込まれます。

継続募集期間

申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）までに、申込金額を当該販売会社において支払うものとします。継続募集にかかる発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より委託会社を經由して受託会社のファンド口座に振り込まれます。

(11) 払込取扱場所

払込みの取扱いは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等については販売会社にお問い合わせ下さい。

(12) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(13) その他

申込みの方法

- 受益証券の申込みを行う申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの申込みを行います。
- またファンドの申込みは、分配金の受取方法の違いにより「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」とがあります。「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、申込者は、販売会社とファンドの受益証券の「自動けいぞく投資約款」* にしたがった契約を締結します。

- * 別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、上記の約款は当該別の名称に読み替えるものとします。

「一般コース」を利用する場合、販売会社との間で保護預りに関する契約を締結することにより、販売会社の保護預りとすることができますが、「自動けいぞく投資コース」の場合は、受益証券は全て保護預りとなります。

定時定額購入取引(積立て)

毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、受益証券の取得申込みを行う「定時定額購入取引(積立て)」につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- 申込みの受付は、毎営業日の午後 3 時（わが国の証券取引所の半休日は午前 11 時）までに申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行われる申込みは翌営業日の受付分とします。
- 委託会社がやむを得ない事情があると判断した場合、申込みの受付を取り消すことがあります。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

年 1 回決算。原則毎年 9 月 10 日（休業日の場合は翌営業日）です。

信託期間

ファンドの信託期間は、平成 16 年 9 月 1 日から無期限です。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

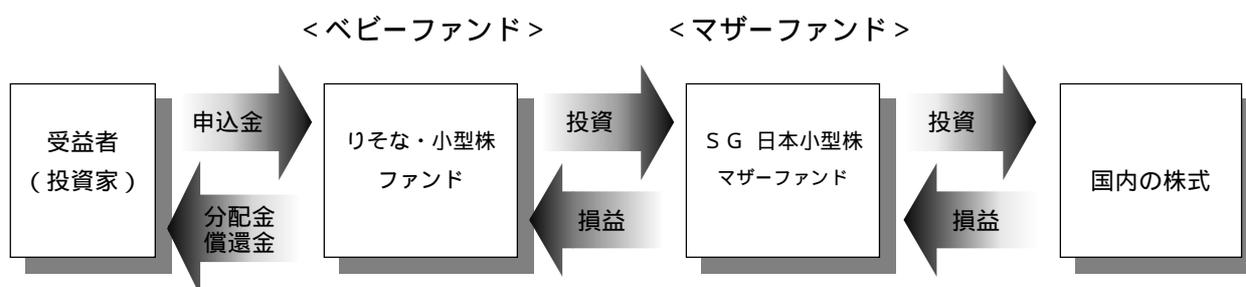
ファンドの目的

ファンドは主として国内の小型株を主要投資対象とする「SG 日本小型株マザーファンド」受益証券への投資を通して、中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）* に属し、運用はファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにおいて行う仕組みです。

* 「国内株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。



信託金の限度額

信託金の限度額は300億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することが出来ます。

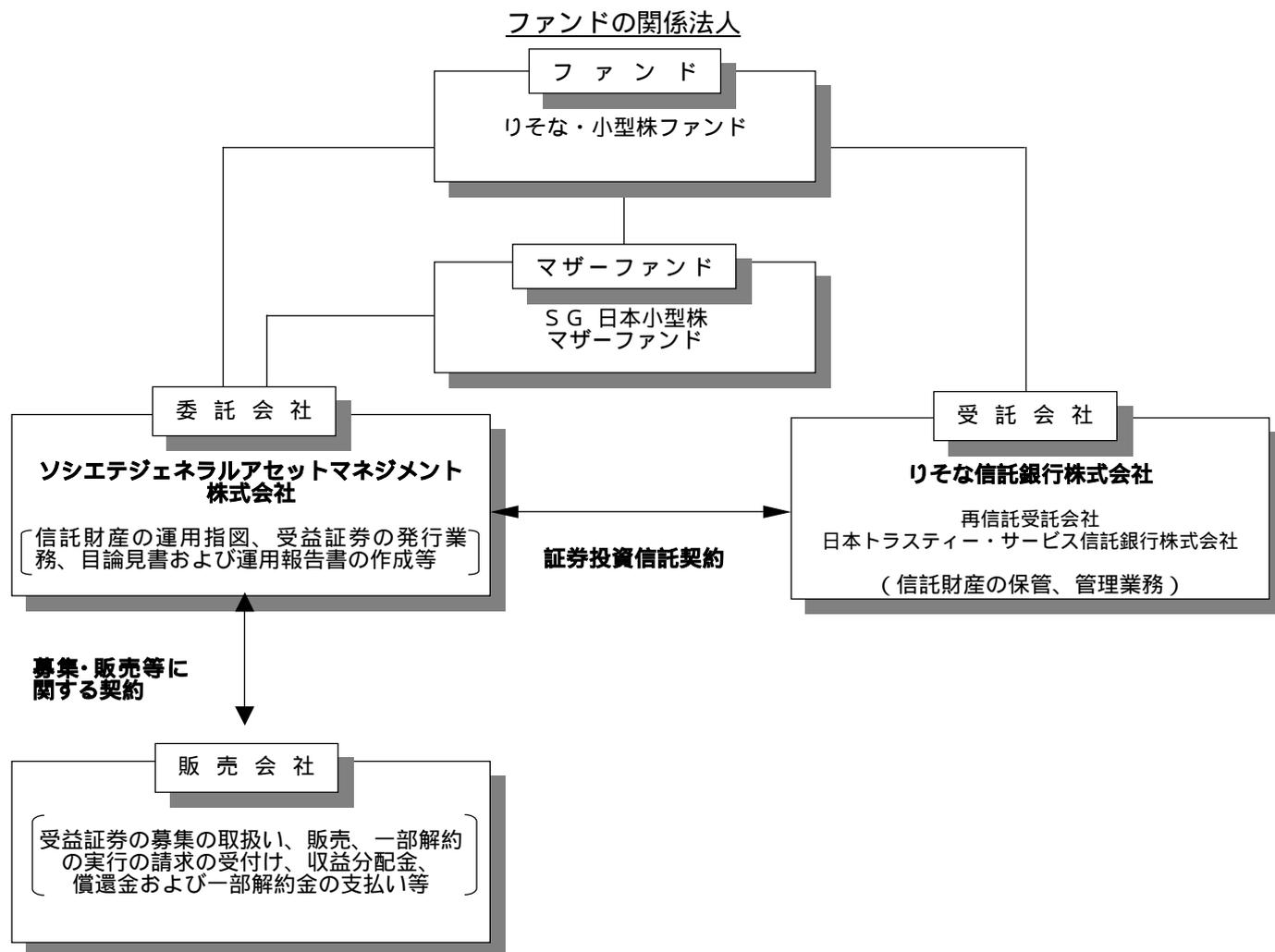
(2) ファンドの沿革

平成16年7月16日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成16年9月 1日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始（予定）

(3) ファンドの仕組み

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約 (委託会社と販売会社間の契約)	受益証券の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約(信託約款)) (委託会社と受託会社間の契約)	当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

後述の「6 管理及び運営 (1)資産管理等の概要 その他」も合わせてご参照ください。

2 投資方針

(1) 投資方針

基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

運用方法

(a)投資対象

S G 日本小型株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、東証1部の時価総額2,000億円未満の銘柄およびその他市場（東証2部、地方取引所等）、店頭市場への上場・登録銘柄に直接投資することがあります。^{*1}

S G 日本小型株マザーファンドの投資対象は東証1部の時価総額2,000億円未満の銘柄およびその他市場（東証2部、地方取引所等）、店頭市場への上場・登録銘柄です。^{*1}

(b)投資態度

- (イ) S G 日本小型株マザーファンド受益証券への投資を通して、国内の小型株に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。
- (ロ) 小型株市場の中から、徹底したファンダメンタル・リサーチ（企業分析）により成長企業を発掘し、バリュエーション分析（割高・割安分析）で銘柄の割安度を総合判断して投資することで、中長期的なキャピタルゲイン（値上がり益）の獲得を目指します。
- (ハ) RUSSELL/NOMURA Small Cap Growth インデックス^{*2}をベンチマーク（運用目標）とし、中長期において、ベンチマークを上回ることを目標とします。株式への実質投資割合は、原則として高位とします。
- (ニ) ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- (ホ) 資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

^{*1} 当該基準については、ファンドに組入れる際に適用するものとします。

^{*2} RUSSELL/NOMURA Small Cap Growth インデックスは、RUSSELL/NOMURA 日本株インデックスのスタイル別の指数です。RUSSELL/NOMURA Total Market インデックスは、わが国の全証券取引所上場銘柄および店頭登録銘柄の全時価総額の98%超をカバーしております。このうち、時価総額の下位約15%の銘柄の中でグロース銘柄を対象としてRUSSELL/NOMURA Small Cap Growth インデックスが構成されています。

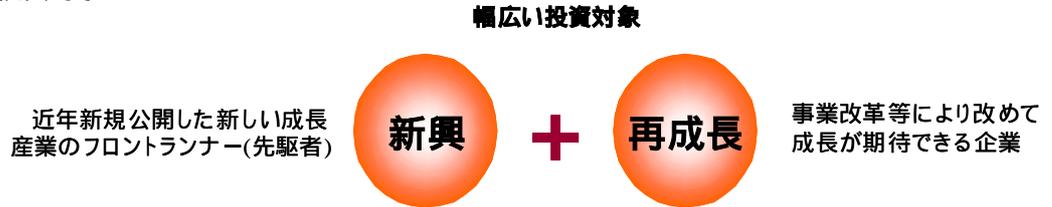
RUSSELL/NOMURA Small Cap Growth インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社及びFrank Russell Company に帰属します。なお、野村證券株式会社及びFrank Russell Companyは、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

(c)運用の特徴

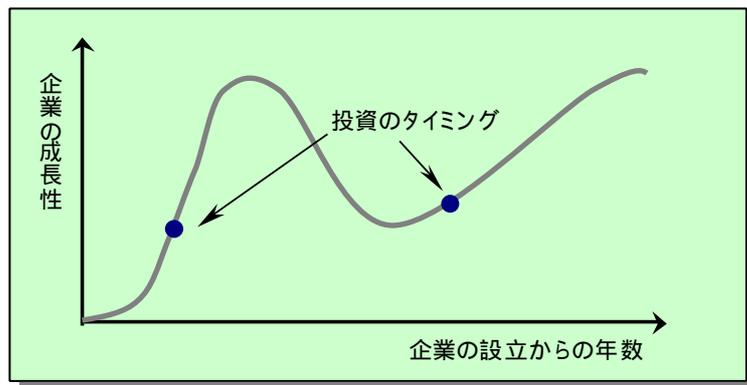
- 企業の様々な成長の機会を捉えます。

新成長産業のフロントランナー（先駆者）となる企業に投資します。また、事業改革等により改めて成長が期待できる企業に投資します。

【投資対象のイメージ】

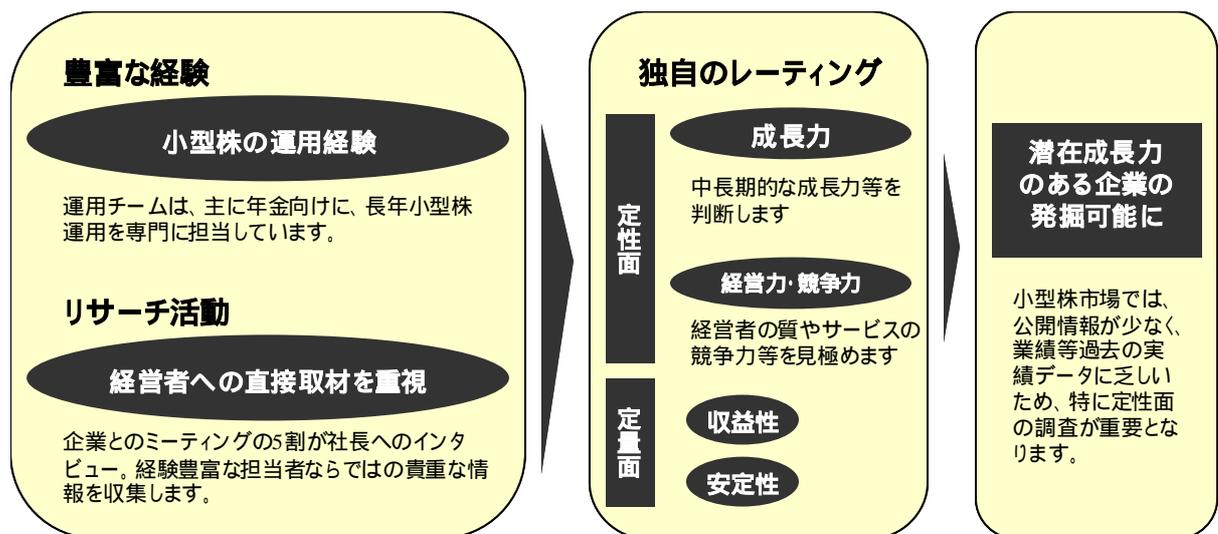


【投資のタイミングのイメージ】



- 銘柄を、小型株運用のスペシャリストが厳選します。

小型株運用に特化した経験豊富な運用チームによるリサーチ活動と独自のレーティング(評価方法)により銘柄を厳選し、割高・割安分析により最適のタイミングで投資します。



(2) 投 資 対 象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。
 - (a) 有価証券
 - (b) 有価証券指数等先物取引にかかる権利
 - (c) 有価証券オプション取引にかかる権利
 - (d) 外国市場証券先物取引にかかる権利
 - (e) 有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利
 - (f) 有価証券店頭オプション取引にかかる権利
 - (g) 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利
 - (h) 金銭債権（(a)、(i)および(k)に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）
 - (i) 約束手形（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第8号に掲げるものを除く。）
 - (j) 金融先物取引等（金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第2条第11項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）にかかる権利
 - (k) 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの（金融先物取引等を除く。以下「金融デリバティブ取引」という。）にかかる権利（(b)から(g)までに掲げるものに該当するものを除く。）
 - (l) 次に掲げるものを信託する信託の受益権（(a)に掲げるものに該当するものを除く。）
 - イ. 金銭（信託財産を主として前記(a)から(k)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）
 - ロ. 有価証券
 - ハ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 - (b) 為替手形
 - (c) 抵当証券

投資の対象とする有価証券

ファンドは、SG 日本小型株マザーファンド受益証券に投資するほか、次の有価証券に投資することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）又は新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン

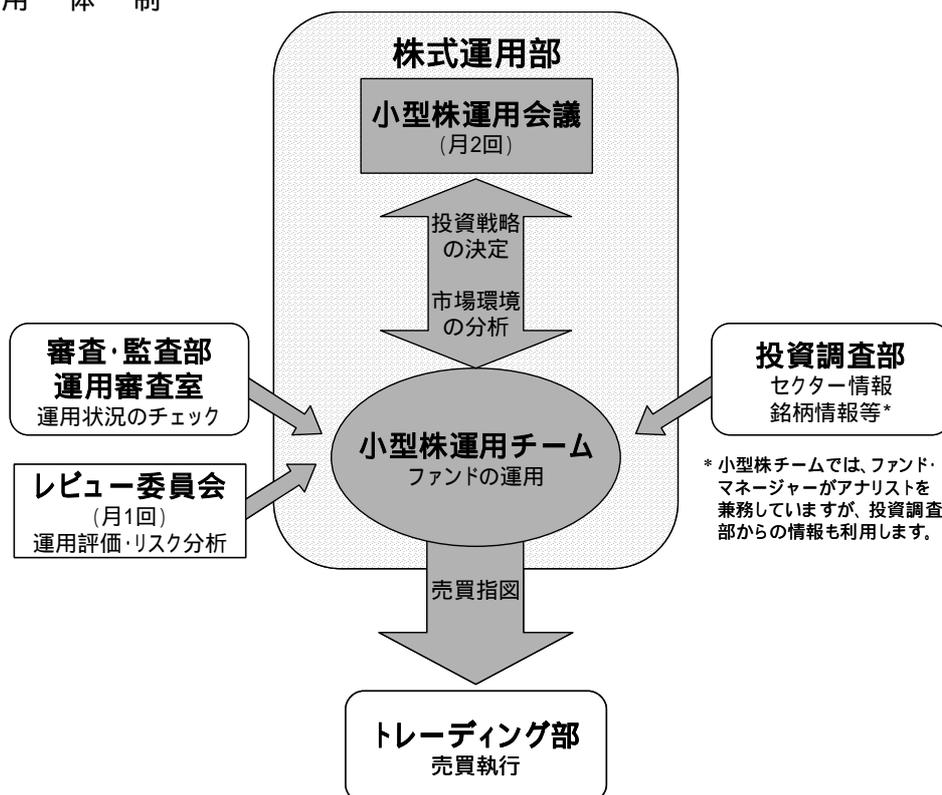
4. 手形割引市場において売買される手形

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記の1から4までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他

1. 信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとしします。
3. わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
4. わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
5. スワップ取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとしします。
6. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとしします。
7. 信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることができます。なお、必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとしします。
8. 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

(3) 運用体制



ファンドの運用は、委託会社の株式運用部の小型株運用チームが行います。小型株運用チームに所属しているファンド・マネージャーは、月に2回開催する小型株運用会議で決定する投資戦略、市場環境の分析結果を反映し運用を行います。ファンドの運用状況は、審査監査部・運用審査室がモニターしており、月に1回開催するレビュー会議において、運用評価、リスク分析がファンド・マネージャーに報告されます。

(上記の運用体制は平成16年8月現在です。運用体制は変更されることがあります。)

(4) 分配方針

収益分配方針

毎決算時(原則として9月10日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

この投資信託に帰属すべき経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(b) 収益分配金額

委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。

(c) 留保額の運用方針

特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控

除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

収益分配金の交付

毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から収益分配交付票と引き換えに、または預り証の提示により収益分配金を支払います。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5) 投資制限

信託約款による投資制限

- (a) S G 日本小型株マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
- (b) 株式への実質投資割合には（S G 日本小型株マザーファンド受益証券を通じての投資を含む投資の割合を言います。以下同じ。）、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
- (c) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。以上にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。（約款第20条）
- (d) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。（約款「運用の基本方針」、第18条第4項）
- (e) 投資信託証券（S G 日本小型株マザーファンド受益証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。（約款「運用の基本方針」、第18条第5項）
- (f) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。（約款「運用の基本方針」、第21条第1項）
- (g) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産

総額の10%以内とします。(約款「運用の基本方針」、第21条第2項)

- (h) 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。(約款「運用の基本方針」、第21条第3項)
- (i) 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とS G 日本小型株マザーファンドに属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。(約款第26条)
- (j) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。(約款第23条)
- (k) 金利先渡し取引および為替先渡し取引については、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。(約款第24条)
- (l) 信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。また、公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。(約款第25条)

法律による投資制限

委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。)等関連法令を遵守し、受益者のため忠実に善良な管理者の注意を持って信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。投信法等関連法令に定めのある運用上の禁止行為または規則事項は下記のとおりです。

- (a) 投資信託財産相互間の取引(または投資信託財産と投資法人の取引)

運用指図を行う投資信託財産相互間において(または運用指図を行う投資信託財産と資産の運用を行う投資法人との間において)取引を行うことを受託会社に指図すること。(投信法第15条第1項第2号および第3号)

ただし、投信法施行令第17条および第18条に従い、信託財産にかかる受益者または投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認める場合を除きます。

- (b) 第三者の利益を図る取引

委託会社は特定の有価証券に関し、運用の指図をした取引に基づく価格等の変動を利用して自己または当該運用の指図を行う信託財産の受益者以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを受託会社に指図すること。(投信法第15条第1項第4号)

- (c) 受益者の利益を害する取引

通常取引の条件と異なる条件で、かつ当該条件での取引が信託財産の受益者の利益を害することとなる条件での取引を行うことを受託会社に指図すること。(投信法第15条第1項第5号)

(d) 同一法人の発行する株式の取引

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用する投資信託全体につき、投資信託財産として有する当該株式の議決権の総数が当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えて保有することとなる取引を指図すること。（投資信託および投資法人に関する法律第16条）

(e) その他適正を欠く取引

その他受益者の保護に欠け、もしくは信託財産の運用の適正を害し、または投資信託委託業の信用を失墜させるおそれのあるものとして定める次の行為（投信法第15条第1項第6号および投信法施行規則第27条）

- (イ) 運用指図を行う信託財産にかかる受益者以外の者の利益を図るため、当該信託財産にかかる受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。
- (ロ) 他人から不当な制限または拘束を受けて信託財産の売買その他の取引を行うことを受託会社に指図し、または指図しないこと。
- (ハ) 特定の銘柄の有価証券等について、不当に売買高を増加させ、または作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うことを受託会社に指図すること。
- (ニ) 運用指図に当たって、信託財産の売買とその他の取引の指図を行った後で当該指図にかかる信託財産を特定すること。
- (ホ) 信託財産の有価証券先物取引等の評価損（評価損から評価益を控除した額をいいます。）が純資産総額の100分の50を超えて有価証券先物取引等を行うこと、またはその状態を継続することを受託会社に指図すること。

(ご参考) S G 日本小型株マザーファンドの運用・投資について

1. S G 日本小型株マザーファンドの運用の基本方針

主として国内の小型株に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

2. S G 日本小型株マザーファンドの投資方針

(1)投資対象

東証1部の時価総額 2,000 億円未満の銘柄およびその他市場(東証 2 部、地方取引所等)、店頭市場への上場・登録銘柄を主要投資対象とします。

(2)投資態度

小型株市場の中から、徹底したファンダメンタル・リサーチ(企業分析)により成長企業を発掘し、バリュエーション分析で銘柄の割安度を総合判断して投資することで、中長期的なキャピタルゲイン(値上がり益)の獲得を目指します。

RUSSELL/NOMURA Small Cap Growth インデックスをベンチマーク(運用目標)とし、中長期において、ベンチマークを上回ることを目標とします。

ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

3. S G 日本小型株マザーファンドの投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

(a) 有価証券

(b) 有価証券指数等先物取引にかかる権利

(c) 有価証券オプション取引にかかる権利

(d) 外国市場証券先物取引にかかる権利

(e) 有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利

(f) 有価証券店頭オプション取引にかかる権利

(g) 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利

(h) 金銭債権((a)、(i)および(k)に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。)

(i) 約束手形(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第8号に掲げるものを除く。)

(j) 金融先物取引等(金融先物取引法(昭和63年法律第77号)第2条第11項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。)にかかる権利

(k) 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算

出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの（金融先物取引等を除く。以下「金融デリバティブ取引」という。）にかかる権利（(b)から(g)までに掲げるものに該当するものを除く。）

- (l) 次に掲げるものを信託する信託の受益権（(a)に掲げるものに該当するものを除く。）
 - イ. 金銭（信託財産を主として前記(a)から(k)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）
 - ロ. 有価証券
 - ハ. 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 - (b) 為替手形
 - (c) 抵当証券

運用の指図範囲

主として次の有価証券に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）又は新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記の1から4までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

4. S G 日本小型株マザーファンドの投資制限 信託約款による投資制限

- (a) 株式への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
- (b) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。以上にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等

において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。(約款第14条)

- (c) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。(約款「運用の基本方針」、第12条第4項)
- (d) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。(約款「運用の基本方針」、第12条第5項)
- (e) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。(約款「運用の基本方針」、第15条第1項)
- (f) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。(約款「運用の基本方針」、第15条第2項)
- (g) 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。(約款「運用の基本方針」、第15条第3項)
- (h) 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。(約款第20条)
- (i) スワップ取引に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。(約款第17条)
- (j) 金利先渡し取引および為替先渡し取引については、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。(約款第18条)
- (k) 信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。また、公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。(約款第19条)

法律による投資制限

委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。)等関連法令を遵守し、受益者のため忠実に善良な管理者の注意を持って信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。投信法等関連法令に定めのある運用上の禁止行為または規則事項は下記のとおりです。

- (a) 投資信託財産相互間の取引(または投資信託財産と投資法人の取引)

運用指図を行う投資信託財産相互間において(または運用指図を行う投資信託財産と資産の運用を行う投資法人との間において)取引を行うことを受託会社に指図すること。(投信法第15条第1項第2号および第3号)

ただし、投信法施行令第17条および第18条に従い、信託財産にかかる受益者または投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認める場合を除きます。

(b) 第三者の利益を図る取引

委託会社は特定の有価証券に関し、運用の指図をした取引に基づく価格等の変動を利用して自己または当該運用の指図を行う信託財産の受益者以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを受託会社に指図すること。
(投信法第15条第1項第4号)

(c) 受益者の利益を害する取引

通常の実取引の条件と異なる条件で、かつ当該条件での取引が信託財産の受益者の利益を害することとなる条件での取引を行うことを受託会社に指図すること。(投信法第15条第1項第5号)

(d) その他適正を欠く取引

その他受益者の保護に欠け、もしくは信託財産の運用の適正を害し、または投資信託委託業の信用を失墜させるおそれのあるものとして定める次の行為(投信法第15条第1項第6号および投信法施行規則第27条)

- (イ) 運用指図を行う信託財産にかかる受益者以外の者の利益を図るため、当該信託財産にかかる受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。
- (ロ) 他人から不当な制限または拘束を受けて信託財産の売買その他の取引を行うことを受託会社に指図し、または指図しないこと。
- (ハ) 特定の銘柄の有価証券等について、不当に売買高を増加させ、または作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うことを受託会社に指図すること。
- (ニ) 運用指図に当たって、信託財産の売買とその他の取引の指図を行った後で当該指図にかかる信託財産を特定すること。
- (ホ) 信託財産の有価証券先物取引等の評価損(評価損から評価益を控除した額をいいます。)が純資産総額の100分の50を超えて有価証券先物取引等を行うこと、またはその状態を継続することを受託会社に指図すること。

3 投 資 リ ス ク

ファンドは、主としてSG 日本小型株マザーファンド受益証券(以下、「マザーファンド」といいます。)への投資を通して実質的に株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、ファンドは、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。またファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。また、マザーファンドが投資する小型株は、相対的に値動きが大きくなる傾向があります。

流動性リスク

大口の解約を受けた場合、有価証券を大量に売却しなければならない事があります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が大きく下落することがあります。特にマザーファンドが投資する小型株市場は、取引量が比較的小さいため、市場実勢から期待される価格で組入れ銘柄を売却できないことがあります。

信用リスク

有価証券等への投資にあたっては、発行体の倒産や財務状況の悪化等により、株価の下落や、公社債および短期金融資産等の利息または償還金の支払が遅延したり履行されないリスクがあります。

ファミリーファンド方式による影響

マザーファンドには当ファンド以外にも、他のファンド(ベビーファンド)が当該マザーファンドに投資することもあり、当ファンドは他のファンドによる設定解約の影響を受ける場合があります。

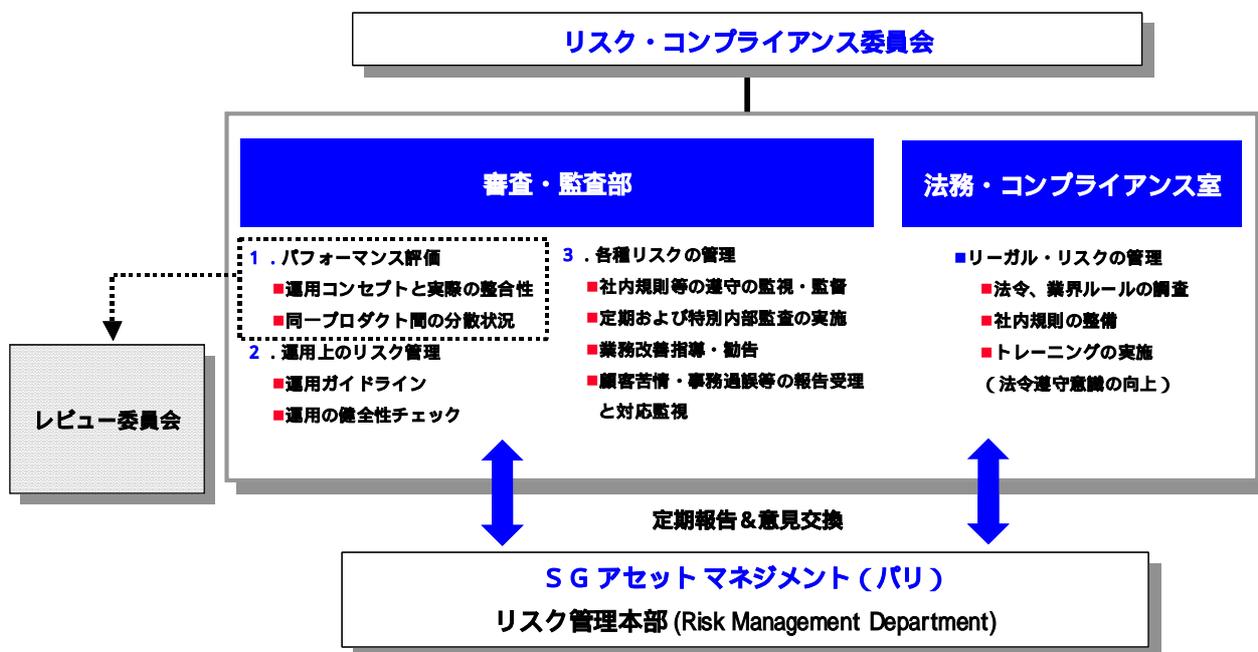
その他

上記 ~ 以外にも、株式売買委託発注手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。

委託会社のリスク管理について

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性をふまえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



上記のリスク管理体制は平成16年8月現在です。リスク管理体制は変更されることがあります。

4 手数料等及び税金

(1) 申 込 手 数 料

申込手数料は、取得申込日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、3.15%（税抜き 3.00%）を上限として販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。販売会社が個別に定める手数料率についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。（販売会社については下記照会先をご参照ください。）

なお、上記申込手数料率は消費税等相当額を含めた表示としています。

委託会社へのお問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時

（わが国の証券取引所の半休日は午前9時から正午）

URL <http://www.sgam.co.jp/>

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

(3) 信 託 報 酬 等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率1.785%（税抜き1.700%）を乗じて得た額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。また、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.840% (税抜き0.800%)	年率 0.840% (税抜き0.800%)	年率 0.105% (税抜き0.100%)

(4) その他の手数料等

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の監査に要する費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に所定の率を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産の中から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

(5) 課税上の取扱い

個別元本方式について

(a) 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (ハ) ただし、「保護預り」ではない受益証券および記名式受益証券については受益証券ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店ごとに、「一般コース」と「自動けいぞくコース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- (ニ) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「(c)収益分配金の課税について」を参照。）

(b) 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

(c) 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成20年3月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、また平成20年4月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、申告不要制度（源泉徴収のみで納税が完了する仕組み）が適用されます。

申告を行い総合課税（配当控除の適用あり）の選択をすることも可能です。また、公募株式投資信託の償還時および一部解約時の損失と、株式等譲渡益との通算が可能となります。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成20年3月31日までは7%（所得税7%）、また平成20年4月1日以降は15%（所得税15%）の税率による源泉分離課税が行われ、法人の受取額となります。なお地方税に関する源泉徴収はありません。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度が適用されます。

以上の内容は、税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

5 運用状況

ファンドの運用について、有価証券届出書提出日現在の該当事項はありません。ファンドは、平成16年 9月 1日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。

- (1) 投資状況
該当事項はありません。
- (2) 運用実績
該当事項はありません。
- (3) 設定及び解約の実績
該当事項はありません。

6 管理及び運営

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

(a) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(b) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

委託会社へのお問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時

（わが国の証券取引所の半休日は午前9時から正午）

URL <http://www.sgam.co.jp/>

また基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞の朝刊のオープン基準価格欄〔SGアセット〕の「小型株」の略称にて掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

申込（販売）手続等

(a) 販売会社は、募集期間中（当初および継続）の販売会社の営業日において、受益証券の募集・販売の取扱いを行います。申込みの取扱いは、毎営業日の午後3時（わが国の証券取引所の半休日は午前11時）までに申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎて行われる申込みは翌営業日の取扱いとなります。

受益証券の価額は、当初募集期間においては1口1円とし、継続募集期間中においては取得申込日の基準価額とします。

(b) 受益証券の申込単位は、下記の通りとなります。申込コースは販売会社によって異なります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

申込コース	申込単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位
一般コース	1万口以上1万口単位

換金（解約）手続等

(a) 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。一部解約の実行の請求単位は以下の

とおりです。

申込コース	換金単位
自動けいぞく投資コース	1口単位
一般コース	1万口単位

一部解約の申込みは委託会社の指定する販売会社で、毎営業日の午後3時（わが国の証券取引所の半休日は午前11時）までに申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。なお、これを過ぎたからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

- (b) 一部解約の価額は、一部解約の申込みを受付けた日の基準価額とします。手取額は、基準価額に口数を乗じた金額から所得税および地方税（基準価額が個別元本を上回った場合その超過額の10%。なお、平成20年4月1日からは20%。）を差し引いた金額となります。
- (c) 受益者が、一部解約の申込みをするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。
- (d) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (e) 一部解約の実行の請求が1件当たり5億円を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを制限または停止することおよび既に受付けた申込みを取り消すことができます。
- (f) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行を中止することができます。これにより一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該計算日の基準価額とします。
- (g) 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

保管

受益証券は受益者と販売会社の間に取り交わされる証券投資信託受益証券等の保護預り契約に基づき販売会社に保管を委託できます。ただし、委託会社に申込みを行った受益者は、保護預りを行う会社との保護預り契約に基づき受益証券の保管を委託できます。また受益者は、無記名式もしくは記名式で受益証券を保有することができます。

信託期間

ファンドの信託期間は、平成16年9月1日から無期限です。ただし、信託期間中に「その他 (d)信託の終了（信託契約の解約）」に規定に該当する事由が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた上で、この信託契約を終了するこ

とができます。詳細は後記「 その他 (d)信託の終了(信託契約の解約)」をご覧ください。

計算期間

- (a) この信託の計算期間は、原則として毎年9月11日から翌年9月10日までとします。ただし第1期の計算期間は、平成16年9月1日から平成17年9月12日までとします。
- (b) 前記(a)にかかわらず、前記(a)の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

その他

(a) 償還金

償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目)から受益証券等と引き換えに販売会社でお支払いします。

(b) 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、前記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 前記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記されます。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- (ニ) そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記(イ)から(ハ)の規定にしたがいます。
- (ヘ) 前記(ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(c) 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申し出をうけた住所に販売会社より運用報告書の送付を行います。

(d)信託の終了（信託契約の解約）

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A．信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき

B．やむを得ない事情が発生したとき

C．信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなったとき

これらの場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨が付記されます。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) 前項の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(ハ) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

A．委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

B．委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき

C．監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(e) 販売会社との契約の更改等に関する手続

販売会社との販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(f) その他

(イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ロ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が計算期間の

終了後3カ月以内および半期報告書の提出が計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内になされます。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の定めるところにより、計算期間の終了後遅滞なく運用報告書を作成し、かつ、知られたる受益者に交付します。

(2) 受益者の権利等

収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

一部解約の実行請求

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第2 ファンドの経理状況

ファンドの運用について、有価証券届出書提出日現在の該当事項はありません。ファンドは、平成16年9月1日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。

ファンドの監査は、新日本監査法人が行います。

委託者は、ファンドの信託財産にかかる財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」の定めるところにより行います。

ファンドの計算期間は、原則として毎年9月11日から翌年9月10日とします（ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。）。監査証明を受けたファンドの財務諸表は計算期間ごとに作成する有価証券報告書に掲載されます。

1 財 務 諸 表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

該当事項はありません。

第3 その他

目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地およびロゴ・マーク、図案を採用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。

有価証券届出書(以下、「届出書」といいます。)本文 第一部 証券情報、第二部 ファンド情報の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、目論見書の冒頭(巻末)に記載することがあります。

目論見書にファンドの信託約款の全文を添付します。届出書本文 第一部 証券情報 および 第二部 ファンド情報中、第1 ファンドの状況の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容を記載することがあります。

以下の趣旨の事項を目論見書および要約目論見書に記載することがあります。

<投資信託の仕組み>

投資信託は、多数のみなさまからお預かりした資金を、みなさまのために利殖の目的で、専門の機関が株式や公社債などの有価証券に投資し、運用の成果をすべてみなさまにお返しするものです。

- ・ お預かりした資金を大きな資金にまとめ、分散投資します。
- ・ 運用は専門の機関が行います。
- ・ 運用成果はすべて投資家のみなさまのものとなります。
- ・ 信託財産の保管・管理は、信託銀行が行います。

<投資信託の特徴>

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 投資信託は預金保険の対象とはなりません。
- ・ 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本を保証するものではありません。
- ・ 投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託の購入者が負うこととなります。
- ・ 投資信託は保険契約ではありません。
- ・ 投資信託は保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・ 投資信託は元本および利息の保証はありません。

目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

要約目論見書を使用することがあります。

要約目論見書は、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第1号ロに規定する書類(要約目論見書および要約仮目論見書。以下、「要約目論見書等」といいます。)として、以下の要領に従い使用します。

- (a) 要約目論見書等は、チラシ、パンフレット、ポスター、ダイレクトメール(ハガキ、封書用)、電子媒体として使用される他、新聞、雑誌、書籍およびインターネット等に掲載されることがあります。
- (b) 要約目論見書等に、関係法人のロゴ・マークを記載することがあります。
- (c) 要約目論見書等は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、ロゴ・マーク、写真、イラスト、グラフおよび

キャッチ・コピーを付加して使用されることがあります。

- (d) 要約目論見書等は、使用形態（販売会社）によって「お申込みメモ」のデザイン・内容等が異なることがあります。
- (e) 要約目論見書等に、運用実績として基準価額および過去の分配実績の推移、年換算利回り、銘柄構成、設定来または直近1週間、1カ月、3カ月、6カ月、1年、1年半、2年の騰落率を数値またはグラフで表示することがあります。
- (f) 要約目論見書等に、以下の事項を記載することがあります。
 - ・ SGAセット マネジメントの組織概要（世界地図、組織図、運用資産残高数値、年代、人数の表記を含み、データは適宜更新されます。）
 - ・ SGAセット マネジメントの世界全体での運用資産（アセット・クラスごとの運用資産残高推移、合計運用資産残高、グラフを含み、データは適宜更新されます。）
 - ・ SGAセット マネジメントおよびソシエテ ジェネラル グループの研究体制（組織図、部門ごとのアナリストの人数、アナリストの合計人数、研究部門の予算額を含み、データは適宜更新されます。）
 - ・ 委託会社の運用資産残高推移（直近月末合計運用資産残高推移、社団法人投資信託協会による運用資産残高の順位とグラフを含み、データは適宜更新されます。）
- (g) 要約目論見書は、届出の効力が発生するまでの間は、使用しません。
- (h) 届出の効力発生日欄については、効力発生日以降に記入して使用します。

その他の情報については、委託会社のインターネットホームページアドレス（下記、照会先）にて照会して頂くことにより情報を入手・閲覧することができます。

委託会社のホームページ

インターネットホームページアドレス : <http://www.sgam.co.jp/>

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託会社の定める手続きによって、ファンドの受益証券を取得した販売会社に申し出ることにより、無記名式受益証券を記名式に、または記名式受益証券を無記名式に変更することができます。また、記名式受益証券を所有している受益者は、委託会社の定める手続きによって、ファンドの受益証券を取得した販売会社に申し出ることにより、名義書換を請求することができます。ただし、名義書換手続きは、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。記名式受益証券から無記名式受益証券への変更および無記名式受益証券から記名式受益証券への変更ならびに名義書換にかかる手数料は徴収しません。

受益者名簿

作成いたしません。

受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

無記名式受益証券の譲渡に制限はありません。

記名式の受益証券の譲渡は、名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

追加型株式投資信託

りそな・小型株ファンド

約款

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとしします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

S G 日本小型株マザーファンド受益証券（以下「親投資信託受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。このほか、東証1部の時価総額2,000億円未満の銘柄およびその他市場（東証2部、地方取引所等）、店頭市場への上場・登録銘柄に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

親投資信託受益証券への投資を通して、国内の小型株に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。

小型株市場の中から、徹底したファンダメンタル・リサーチにより成長企業を発掘し、バリュエーション分析で銘柄の割安度を総合判断して投資することで、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。

RUSSELL/NOMURA Small Cap Growth インデックスをベンチマークとし、中長期において、ベンチマークを上回ることを目標とします。

ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

非株式（株式以外の資産）への実質投資割合（親投資信託を通じての投資を含む投資の割合をいいます。以下同じ。）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

親投資信託受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（親投資信託を除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として9月10日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
りそな・小型株ファンド
約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第2条 委託者は、金200億円を上限とし、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金300億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条、第52条第2項の規定による信託終了日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項に掲げる公募により行われません。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については200億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第9条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類、および、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第1項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

【受益証券の申込単位、価額および手数料】

第11条 委託者の指定する登録金融機関は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申し込みに応ずることができるものとします。最低申込口数および申込単位は、委託者の指定する登録金融機関が個別に定めることができるものとします。

前項の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申し込みにかかる1口当りの受益証券の価額は、1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の場合の手数料の額は、委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。前各項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益証券の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続】

第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続きは、第38条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】

第13条 記名式受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【受益証券の再交付】

第14条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

【受益証券を毀損した場合の再交付】

第15条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがないときは、前条の規定を準用します。

【受益証券の再交付の費用】

第16条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

【投資の対象とする資産の種類】

第17条 この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
3. 有価証券オプション取引にかかる権利
4. 外国市場証券先物取引にかかる権利
5. 有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利
6. 有価証券店頭オプション取引にかかる権利
7. 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利
8. 金銭債権（第1号、次号および第11号に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）
9. 約束手形（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第8号に掲げるものを除く。）
10. 金融先物取引等（金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第2条第11項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）にかかる権利
11. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの（金融先物取引等を除く。以下「金融デリバティブ取引」という。）にかかる権利（第2号から第7号までに掲げるものに該当するものを除く。）
12. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（第1号に掲げるものに該当するものを除く。）
 - イ. 金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）

- ロ. 有価証券
- ハ. 金銭債権

次に掲げる前項以外の資産

1. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
2. 為替手形
3. 抵当証券

【運用の指図範囲】

第18条 委託者は、信託金を、主としてソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたS G 日本小型株マザーファンド受益証券（以下「親投資信託」といいます。）および第1号から第20号までの有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）又は新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の

証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託を除きます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の20を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項8号および8号の定めがあるものの時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項7号および8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【先物取引等の運用指図】

第22条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避し、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避し、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避し、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクお

よび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けるとの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【信用取引の指図範囲】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

【有価証券の保管】

第30条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第31条 金融機関および証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の表示および記載の省略】

第32条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第33条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第34条 委託者は、前条の規定による親投資信託受益証券一部解約の代金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第38条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成16年9月1日から平成17年9月12日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第39条 受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第40条 信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の170の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および各計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

【収益の分配方式】

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第44条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。なお、これらの場合における1口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

あらかじめ、前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、

委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第1項の場合は収益分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受益証券に、記名し届出印を押印するものとします。

委託者は、前項の規定により押印された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第45条 受益者が、収益分配金について第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第46条 受益者（委託者の指定する登録金融機関を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が、前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

一部解約の実行の請求が1件当たり5億円を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を制限または停止することおよび既に受付けた申込みを取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【信託契約の解約】

第47条 委託者は、次の場合においては、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めるとき

2. やむを得ない事情が発生したとき

3. 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなったとき

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託者は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

1. 委託者が解散したとき、または業務を廃止したとき
2. 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき
3. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

委託者は、前項により信託契約を解約するときは、第2項の規定にしたがいます。ただし、前項第1号および第2号により解約するときは、第2項ただし書きの適用はないものとします。

【信託約款の変更】

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第1項から第5項の規定にしたがいます。

【反対者の買取請求権】

第49条 第47条に規定する信託契約の解約または第48条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第3項または第48条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、

委託者の指定する登録金融機関を通じ受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の場合の取扱いは、受託者、委託者および委託者の指定する登録金融機関が協議の上、決定するものとします。

【委託者および受託者の業務引継】

第50条 監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

監督官庁が、この信託契約に関する受託者の業務を他の信託会社または信託業務を営む銀行に引き継ぐことを命じたときは、委託者と当該信託会社または銀行との間においてこの信託を存続させることができます。

【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第51条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【公告】

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成16年9月1日（信託契約締結日）

委託者 東京都中央区日本橋兜町5番1号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役社長 右近 徳雄

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
りそな信託銀行株式会社
取締役社長 新井 信彦

親投資信託

SG 日本小型株マザーファンド

約款

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第13条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として国内の小型株に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

東証1部の時価総額2,000億円未満の銘柄およびその他市場（東証2部、地方取引所等）、店頭市場への上場・登録銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

小型株市場の中から、徹底したファンダメンタル・リサーチにより成長企業を発掘し、バリュエーション分析で銘柄の割安度を総合判断して投資することで、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。

RUSSELL/NOMURA Small Cap Growth インデックスをベンチマークとし、中長期において、ベンチマークを上回ることを目標とします。

ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

非株式（株式以外の資産）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

親投資信託
S G 日本小型株マザーファンド
約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第2条 委託者は、金200億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金500億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条、第45条第2項の規定による信託終了日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については200億口とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第11条 この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
3. 有価証券オプション取引にかかる権利
4. 外国市場証券先物取引にかかる権利
5. 有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利
6. 有価証券店頭オプション取引にかかる権利
7. 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利
8. 金銭債権（第1号、次号および第11号に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）
9. 約束手形（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第8号に掲げるものを除く。）
10. 金融先物取引等（金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第2条第11項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）にかかる権利
11. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの（金融先物取引等を除く。以下「金融デリバティブ取引」という。）にかかる権利（第2号から第7号までに掲げるものに該当するものを除く。）
12. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（第1号に掲げるものに該当するものを除く。）
 - イ. 金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）
 - ロ. 有価証券
 - ハ. 金銭債権

次に掲げる前項以外の資産

1. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
2. 為替手形
3. 抵当証券

【運用の指図範囲】

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）又は新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証券で、前各号の証券または証券の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証券（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
17. 預託証券（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証券、第12号ならびに第17号の証券または証券のうち第1号の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

【運用の基本方針】

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の20を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

【先物取引等の運用指図】

第16条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避し、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱

うものとし（以下同じ。）。

委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避し、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避し、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとし。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとし。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとし。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとし。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとし。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うもの

とします。

【信用取引の指図範囲】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

【有価証券の保管】

第24条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第25条 金融機関および証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の表示および記載の省略】

第26条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【有価証券の売却等の指図】

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第28条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却の代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を、再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成16年9月1日から平成17年9月12日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

【信託財産に関する報告】

第32条 受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

【収益の留保】

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第36条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払い】

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【一部解約】

第39条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託の処理を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第40条 委託者は、次の場合においては、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1．信託契約を解約することが受益者に有利であると認めるとき

2．やむを得ない事情が発生したとき

3．この信託の受益証券を投資対象とする全ての証券投資信託がその信託を終了させる場合

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したとき、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、第1項第3号の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、または、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第3項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託者は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

1．委託者が解散したとき、または業務を廃止したとき

2．委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき

3．監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

委託者は、前項により信託契約を解約するときは、第2項の規定にしたがいます。ただし、前項第1号および第2号により解約するときは、第2項ただし書きの適用はないものとします。

【信託約款の変更】

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第1項から第5項の規定にしたがいます。

【反対者の買取請求権】

第42条 第40条に規定する信託契約の解約または第41条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第3項または第41条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する登録金融機関を通じ受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の場合の取扱いは、受託者、委託者および委託者の指定する登録金融機関が協議の上、決定するものとします。

【委託者および受託者の業務引継】

第43条 監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

監督官庁が、この信託契約に関する受託者の業務を他の信託会社または信託業務を営む銀行に引き継ぐことを命じたときは、委託者と当該信託会社または銀行との間においてこの信託を存続させることができます。

【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第46条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成16年 9月 1日（信託契約締結日）

委託者 東京都中央区日本橋兜町5番1号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役社長 右近 徳雄

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
りそな信託銀行株式会社
取締役社長 新井 信彦